

番 号	質 問	回 答	回答月日
1	<p>扇町土地区画整理事業法定相続人等調査業務委託仕様書第4の一括再委託の禁止について伺います。</p> <p>本件業務の被相続人127名分の相続調査を1個人の司法書士或いは司法書士法人が請け負うことになれば、かなりの調査件数になりますので、納期限までに処理することが可能なのか疑問であります。</p> <p>そこで、公共嘱託登記業務のエキスパート集団である一般社団法人福島県公共嘱託司法書士協会に再委託することで迅速かつ正確な対応ができると思っています。また、協会会津地区の会津若松市内在住の司法書士が担当できればと考えておりますが、団体に再委託は可能でしょうか。</p> <p>また、私個人が調査する数量よりも多い件数を再委託することは可能でしょうか。</p>	<p>再委託を行わず受注者自らが履行することを原則としておりますが、再委託をする必要がある場合には、契約締結後に、あらかじめ書面にて申請し、発注者の承諾を得る必要があります。</p> <p>この場合、再委託の相手方に制限はありませんが、業務の全部又は主たる部分を一括して再委託することは認められないため、業務内容のうち、全部ではなく特定の一部分、あるいは主たる部分ではなく補助的、付随的な業務であることを明確にして申請いただき、その可否を判断いたします。</p>	10月3日